

船橋市直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)その他法令の規定による直接請求に係る請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)について、法第74条の2第2項(法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧(以下「縦覧」という。)を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所及び時間)

第2条 縦覧は、船橋市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が指定した場所(以下「縦覧場所」という。)において、選挙管理委員会事務局の職員(以下「職員」という。)の立会いの下にこれを行わなければならない。

2 縦覧をすることができる時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

3 縦覧場所への入退出については、職員の指示に従うものとする。この場合において、委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個々の縦覧人が縦覧できる時間又は縦覧場所に立ち入ることができる縦覧人の人数を制限することができる。

(1) 委員会の事務に支障があると認めるとき。

(2) 一時に多数の者が縦覧の申請をし、直接請求署名簿の使用が競合する等通常の縦覧が困難となるおそれがあると認めるとき。

(縦覧の申出)

第3条 縦覧をしようとする者(以下「縦覧人」という。)は、縦覧の際に、署名簿縦覧申出書(様式第1号)により委員会に申し出て、その承認を得なければならない。

(縦覧をすることが出来ない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、縦覧をすることができない。

(1) 法第74条の2第2項に規定する関係人でない者

(2) 他の縦覧人の縦覧の妨げとなると認められる器物等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他委員会が縦覧することを不相当と認める者

(縦覧の方法)

第5条 縦覧人は、署名簿を破損し、又は汚損することのないよう丁寧に取り扱うとともに、署名の加筆、修正その他不正な行為をしてはならない。

2 縦覧人は、署名簿を複写(筆記によるものを含む。)し、又は撮影してはなら

ない。

- 3 署名簿の読み取りは、黙読により行うものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、縦覧人は、法第74条の2第4項の規定による異議の申出（以下「異議の申出」という。）をしようとするときは、その異議の申出のため必要とする範囲に限り、筆記による複写をすることができる。この場合において、委員会から求められたときは、その複写物の写しを委員会に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 縦覧人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 携帯電話等の通信機器は、着信音等を発しない措置を講じ、かつ、使用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 署名簿を縦覧場所の外へ持ち出さないこと。
- (5) 縦覧は、必要最小限の時間内において行い、他の縦覧人の縦覧を妨げることを目的として、署名簿又は縦覧場所を独占しないこと。
- (6) その他縦覧場所の秩序を乱し、又は縦覧の妨げとなる行為をしないこと。

（個人情報保護の配慮）

第7条 縦覧人は、縦覧により知り得た個人情報をこの縦覧の目的以外に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

（秩序の維持等）

第8条 職員は、縦覧場所の秩序の維持及び署名簿の保全のため必要があると認めるときは、縦覧人に対し必要な指示をすることができる。

- 2 職員は、縦覧人がこの要綱に違反したとき、又は前項の指示に従わないときは、縦覧を一時中止するよう命ずることができる。
- 3 職員は、縦覧人が前項の規定による命令に従わないときは、当該縦覧人を退場させることができる。
- 4 職員は、縦覧場所の秩序の維持のため特に必要と認めるときは、警察官の待機又は出動を要請することができる。

（異議の申出）

第9条 署名簿の署名に関し異議の申出をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該署名簿を提出した法第74条第1項に規定する直接請求代表者
- (2) 前号の直接請求代表者の委任を受けて当該署名簿に署名することを求める者
- (3) 当該署名簿に署名した者

- (4) 当該署名簿に自己の氏名が記載されている者（前号に掲げる者を除く。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該署名簿の署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に該当する者による異議の申出の対象は、その者が求めた署名に限るものとする。
 - 3 異議の申出をしようとする者は、異議申出書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、直接請求に係る請求者の署名簿の縦覧に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

署名簿縦覧申出書

船橋市選挙管理委員会委員長 あて

次のとおり直接請求に係る請求者名簿の縦覧を申し出ます。

なお、縦覧に当たっては、船橋市直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する要綱に定める事項を遵守します。

申出年月日		年 月 日
申出者	住 所	船橋市
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
縦覧しようとする署名簿		請求に係る請求者署名簿
縦覧しようとする理由		<input type="checkbox"/> 自己の署名の審査結果を確認するため <input type="checkbox"/> 自己をかたった署名の有無を確認するため <input type="checkbox"/> 署名の効力を確認するため <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

注 太線の枠内に必要事項を記入してください。

選挙人名簿登録確認	有(- -)・無	1 ・ 2
縦覧承認年月日	年 月 日	No.
縦覧の記録	縦覧時間	時 分 ～ 時 分
	縦覧した署名簿	全部 ・ 一部
備考		

異議申出書

年 月 日

船橋市選挙管理委員会委員長 あて

異議申出人

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

地方自治法第74条の2第4項の規定により、_____請求者署名簿の署名に関し、次のとおり異議の申出をします。

1 異議の申出に係る処分

地方自治法第74条の2第1項に基づく署名の効力の決定について、次の署名簿の署名は（有効・無効）の決定を受けた。

署名簿番号	署名番号	署名者氏名

2 異議の申出に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

3 異議の申出の趣旨及び理由

(1) 趣旨

前記署名簿の署名の効力に対する（有効・無効）の決定を取り消し、（無効・有効）の決定を求める。

(2) 理由

前記署名簿の署名は（有効・無効）の決定を受けたが、_____であるので、（無効・有効）である。